

いなべ市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 28 年 2 月

いなべ市

目 次

第1	はじめに	1
第2	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
2	対策の基本的考え方	3
3	被害想定	4
4	対策実施上の留意点	6
5	発生段階	7
6	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	9
7	予防接種	11
8	行動計画の主要6項目の考え方と対策の概要	15
	(1) 実施体制	15
	(2) サーベイランス及び情報収集	22
	(3) 情報提供及び共有	23
	(4) 予防及びまん延防止	25
	(5) 医療	26
	(6) 市民生活及び市民経済の安定確保	26
第3	各段階における対策	27
1	未発生期	28
2	県内未発生期	30
3	県内発生早期	32
4	県内感染期	34
5	小康期	36

第1 はじめに

1 新型インフルエンザの概要

新型インフルエンザは、毎年流行している季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫（抵抗力）を持っていません。

このため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的大流行（パンデミック）となり大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

2 発生前からの対策が重要

このような新型インフルエンザの発生を阻止することや、発生の時期を正確に予測することは現在の科学技術では困難です。また、発生すると短期間でパンデミックを引き起こすおそれがあることを考えると、発生前から地域での感染（まん延）を想定した具体的な対策を進めておくことが重要です。このことは、予め対策を検討しておくことで諸外国と比較して健康被害が低い水準に留まった前回の日本における新型インフルエンザ対策が物語っています。

3 市の計画を策定

いなべ市新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づくものです。特措法では、新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象としているため、名称に「等」を加え、「いなべ市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」としました。市行動計画には、市の新型インフルエンザ等対策の基本方針や、未発生期から小康期に至る各段階の具体的な対策を示すとともに、指定地方公共機関（特措法第2条第1項第7号に定める機関）や特定接種、住民への予防接種、緊急事態宣言時の対応などの内容を盛り込んでいます。

4 関係機関の協力、市民等の役割

新型インフルエンザ等の対策を推進するためには、国や県など公的機関はもちろん、医療機関や医療関係団体をはじめとした関係機関をはじめ、ライフラインを担う事業者の協力が不可欠です。また、市民をはじめ一般の事業者も職場や学校、家庭での日常的な感染予防に努めていただくことも重要です。

5 計画の見直し

今後は、この市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策を推進するとともに、関係者の意見及び提案を踏まえ適時見直しを行っていきます。

第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じることとします。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保します。

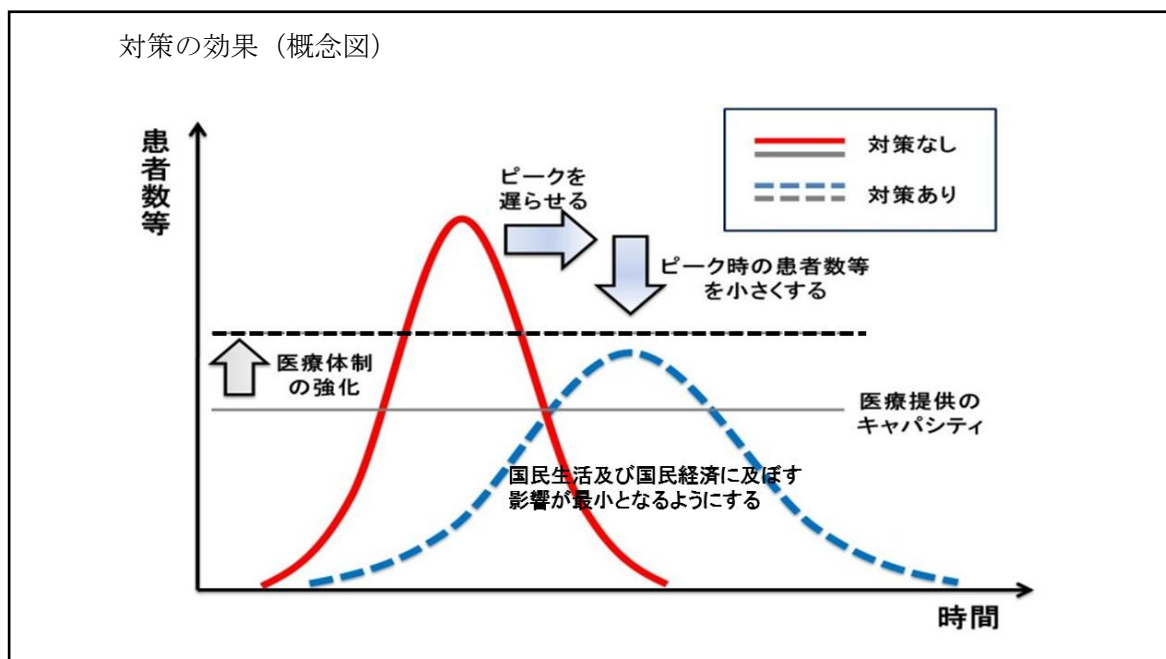
イ 流行のピーク時における患者数をなるべく少なくし、医療体制への負荷を軽減します。

ウ 医療体制の強化を図り、患者数が医療提供の限界を超えないようにするとともに、適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 地域での感染対策等により、欠勤者数を減らします。

イ 診療継続計画又は事業継続計画の作成、実施等により、医療の提供の業務並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



2 対策の基本的考え方

(1) 病原性等の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。このため、市行動計画には、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況下で対応できるよう対策の選択肢を示します。

また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

(2) 状況に応じた対策の切替え

発生前の段階では、実施体制の構築、地域における医療体制の整備、発生に備えた訓練や市民に対する啓発、事業所等における事業継続計画の策定等を行うことにより周到な準備を進めます。

病原性、感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施しますが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えます。

また、状況の進展に応じて、対策の効果を検証し、有効性の低下した対策については、縮小又は中止を図るなどの見直しを行います。

3 被害想定

(1) 被害想定のかえ方

ア 新型インフルエンザ等は、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられます。

しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

イ 国は有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置きますが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭に置いて、対策を検討することが重要としています。

ウ 新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合がありますが、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

エ 国の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があります。

オ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないため、国において必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討及び実施することとなり、飛沫感染及び接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置くものとしています。

(2) 感染規模の想定

ア 現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いると、いなべ市では次のように被害想定されます。

新型インフルエンザが発生した場合の被害想定

区分		国	県	市
受診患者数		約 1,300 万人～ 約 2,500 万人	約 19 万 1 千人～ 約 36 万 8 千人	約 4,700 人～ 約 9,000 人
入院患者数	中等度（アジア・インフルエンザ並みの致命率 0.53%）	約 53 万人	約 7,800 人	約 192 人
	重度（スペイン・インフルエンザ並みの致命率 2.0%）	約 200 万人	約 2 万 9 千人	約 714 人
死亡者数	中等度（アジア・インフルエンザ並みの致命率 0.53%）	約 17 万人	約 2,500 人	約 62 人
	重度（スペイン・インフルエンザ並みの致命率 2.0%）	約 64 万人	約 9,400 人	約 232 人

※受診患者数：米国疾病予防管理センターが示した推移モデルに基づく推計

※市・県の推計値は、国の推計値をもとに人口按分して算出

※平成 22 年度国政調査人口基準による

イ これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザ薬等による効果、現在我が国の医療体制や、衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要があります。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討、実施することとします。このため、これまでの知見に基づき飛沫感染及び接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置き対応を検討します。

(3) 社会への影響に関する想定

ア 市民の 25%が流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患します。

イ り患者は、1 週間から 10 日間程度症状を有し欠勤します。

ウ り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。

エ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定されます。

4 対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

国、県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時に特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

(2) 基本的人権の尊重

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重します。

イ 医療関係者への医療の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請に関する県対策本部への要請に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとします。

ウ その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

(3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。

しかし、新型インフルエンザ等や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともありえると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

ア いなべ市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

イ 対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行います。

(5) 記録の作成及び保存

対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

5 発生段階

新型インフルエンザ等の対策の実施に当たっては、発生の状況に応じて切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、事前に準備を進め、状況の変化に即応して迅速に意思決定を行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階で想定される状況とその対策を定めることとします。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生早期、感染期、そして小康状態に至るまでを実情に応じて5つの発生段階に分類されています。

一方で、各地域における発生状況は様々であり、その状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、県行動計画では、発生段階を次の5段階に定められ、その移行については、県内での発生状況等を踏まえて、県が判断することとされています。

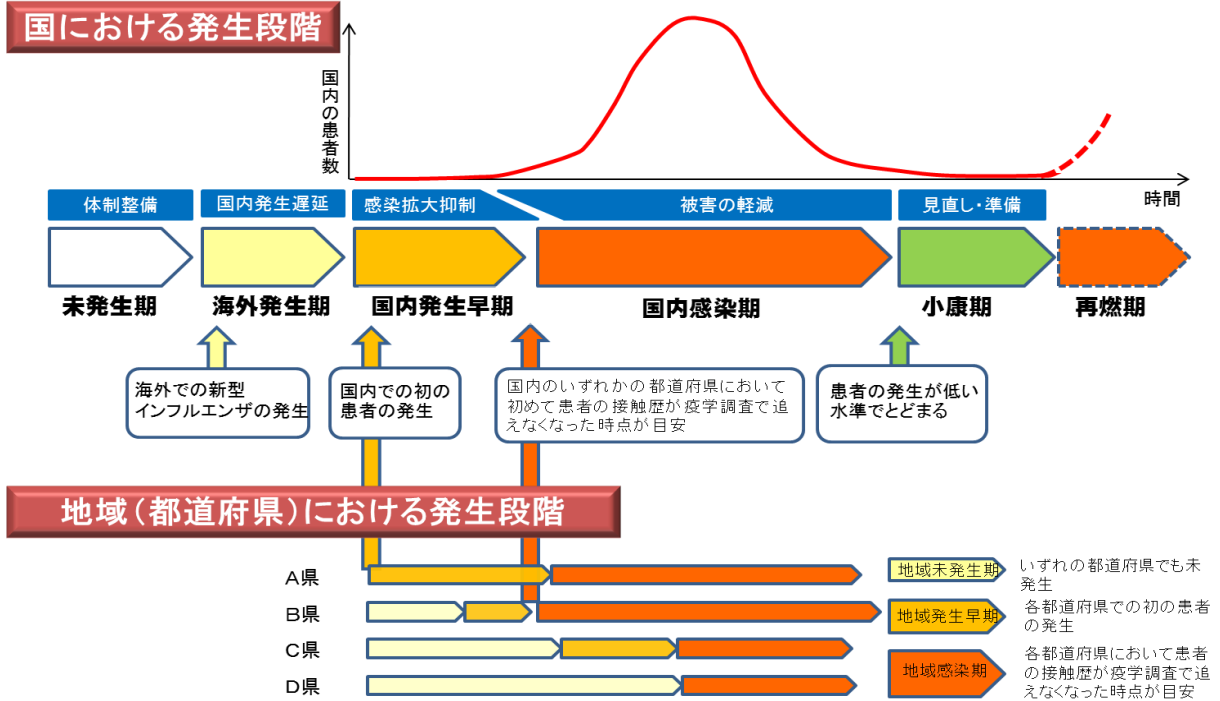
なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないことに留意します。

<発生段階>

国の発生段階	状態		県の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態	県内未発生期
		県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える	県内発生早期
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		小康期

〈 国及び地域における発生段階 〉

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっての関係機関等の基本的な役割を以下のとおりとします。

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての体制を整備する責務を有します。

(2) 県の役割

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し迅速かつ的確な対応を行います。

そのため、発生前においては、県行動計画等の作成、見直しを行うとともに、市行動計画、指定地方公共機関の業務計画作成等を支援し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進します。発生時においては、市町、指定地方公共機関等と連携協力しながら対策を推進します。

(3) 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、国が定める基本的対処方針に基づき、住民に対するワクチン接種や市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等の対策を実施します。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図ります。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策等を推進し地域医療体制の確保に取り組みます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定を進めます。

なお、発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、医療を提供します。

(5) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

なお、発生前において、県行動計画に基づき業務計画を作成するとともに、発生時には、この業務計画に基づき対策を実施します。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その事業を継続します。

(7) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、劇場、遊興施設、百貨店等多数の市民が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置を徹底します。

(8) 市民

普段から、国や県が新型インフルエンザ等に関して発信する情報に留意するとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けること等の個人における感染対策を実践します。

また、発生時に備えて、各自食料品、生活必需品等の備蓄を行います。

さらに、発生時には、発生状況や実施されている予防接種などの対策等についての情報に留意し、感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施します。

7 予防接種

(1) ワクチン接種の効果

ワクチンを接種し、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数・入院患者数を減少させることにより、医療の提供が可能な範囲内に収めるよう努めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

(2) 特定接種

ア 特定接種とは

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に政府対策本部長がその緊急に必要なと認めるときは、臨時に行われる予防接種をいいます。

特定接種の対象は、以下の者とされています。

- (ア) 登録事業者の業務に従事する者
- (イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (ウ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

イ 特定接種の接種体制

登録事業者の特定接種対象者及び新型インフルエンザ等対策に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員については、その所属する県又は市町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図ります。

(3) 住民接種

ア 住民接種とは

(ア) 種類

緊急事態宣言がなされている場合、市は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）に基づく予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言がなされていない場合は、市は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行います。

接種費用は、原則接種者負担で実施します。

なお、経済的理由により接種費用を負担することができないと認めた者に対し接種費用の減免措置を行うことがあります。

(イ) 対象者の区分

住民接種の接種順位については、以下の4つのグループに分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本として国が決定します。

- a 医学的ハイリスク者（呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者）
 - (a) 基礎疾患を有する者
 - (b) 妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者（ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者））

(ウ) 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する

（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国が決定します。

- a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合（医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
 - i 医学的ハイリスク者 ii 成人・若年者 iii 小児 iv 高齢者
 - (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合（医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - i 医学的ハイリスク者 ii 高齢者 iii 小児 iv 成人・若年者
- b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
 - (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合（医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
 - i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 成人・若年者 iv 高齢者
 - (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合（医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 高齢者 iv 成人・若年者

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
(成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 成人・若年者 iv 高齢者

(b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 高齢者 iv 成人・若年者

イ 住民接種の接種体制

(ア) 未発生期における接種体制の構築

a 住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施します。

そのため県と連携し、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築します。

b 市内の人口データ等を参考にワクチンの需要量を算出しておくなど、住民接種のシミュレーションを行います。

c 市は、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項などに留意し、医師会等と連携のうえ、接種体制を構築します。

(a) 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

(b) 接種場所の確保

(c) 接種に要する器具等の確保

(d) 接種に関する住民への周知方法（予約方法等）

(イ) 接種対象者

原則として市の区域に居住する者を対象者とします。なお、市内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院患者等に対しても、接種をする場合があります。

(ウ) 医療従事者の確保

市は、県及び医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図ります。

(エ) 実施場所の確保

市は、保健所、県及び国と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種場所を確保します。

(参考：住民接種の比較)

	パンデミックワクチン		平成21年度の新型インフルエンザワクチン接種事業
	緊急事態宣言有り	緊急事態宣言無し	
考え方	○病原性の非常に高いおそれがある新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済が著しい混乱に陥るような状況を回避するため。	○病原性の高くない新型インフルエンザの発生時に、発病や重症化防止を図るため。	○死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するため。
対象者	全国民		全国民
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)		
予防接種法上の位置づけ	臨時接種(第6条第1項)	新臨時接種(第6条第3項) ※平成23年7月施行	
実施主体	市町村		国
接種費用	公費負担	自己負担	自己負担
接種方式	原則として集団的接種		原則として個別接種
接種体制の構築	原則として学校、保健センター等公的施設で接種		原則として医療機関に委託
	医療従事者、入院中の患者等は、医療機関で実施		原則として医療機関で接種
予約	原則として市町村で一元化して予約		各医療機関で予約
供給体制	政府が保有するもしくは購入したワクチンの流通を都道府県ごとに管理。		
	原則10mlバイアル(一部1mlバイアルによる供給あり)		原則1mlバイアル(供給開始時は、10mlバイアルによる供給あり)

8 行動計画の主要6項目の考え方と対策の概要

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策について、

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活・市民経済の安定の確保

の6項目に分けて計画を立案しています。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については、以下のとおりとします。

(1) 実施体制

ア 考え方

- (ア) 全市的な危機管理の問題として取り組みます。
- (イ) 国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行います。

イ 全庁的、全市的な取組

- (ア) 新型インフルエンザ等が発生する前において、「新型インフルエンザ等対策連絡会議」の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進します。
- (イ) 健康子ども部や市民部をはじめ関係部局においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

ウ いなべ市新型インフルエンザ等対策本部

- (ア) 政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに、市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害を防止するとともに社会機能維持を図ります。
- (イ) 特措法に基づき必要な措置を講じます。

a 構成

- (a) 本部長：市長
- (b) 副本部長：副市長、教育長
- (c) 構成員：各部門長
- (d) 事務局：危機管理課、健康推進課

b 所管事項

- (a) 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- (b) 県内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- (c) 県内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関

すること。

- (d) 県内発生時における社会機能維持に関すること。
- (e) 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- (f) 市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- (g) その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

c 設置

政府対策本部が設置されたときは、直ちに市対策本部を設置します。

d 有識者からの意見聴取

幅広い分野にまたがる専門的知見を踏まえた新型インフルエンザ等対策を進めるため、医学・公衆衛生、法律、市民生活・市民経済等を含む幅広い分野の専門家等に発生時における対応等に関して意見を聴きます。

《構成》

対策本部	対策連絡会議
本部長 : 市長 副本部長 : 副市長、教育長 本部員 : 各部門長	議長 : 総務部長 副議長 : 健康こども部長、福祉部長 構成員 : 各部門長

本部長	副本部長	班名	班長	副班長	構成員
市長	副市長	企画対策班	班長	企画部長	政策課員 法務情報課員 広報秘書課員 財政課員
			副班長	政策課長	
	〃		法務情報課長		
	〃		広報秘書課長		
教育長	〃	〃	〃	財政課長	〃
			〃	〃	
〃	〃	都市整備対策班	班長	都市整備部長	都市整備課員 交通政策課員
			副班長	都市整備課長	
		〃	交通政策課長	〃	
		〃	〃		
〃	〃	総務対策班	班長	総務部長	総務課員 管財課員 職員課員 契約監理課員 危機管理課員 納税課員 市民税課員 資産税課員 公共建築課員 新庁舎建設課員
			副班長	総務課長	
			〃	管財課長	
			〃	職員課長	
			〃	契約監理課長	
			〃	危機管理課長	
			〃	納税課長	
			〃	市民税課長	
			〃	資産税課長	
			〃	公共建築課長	
〃	〃	生活対策班	班長	市民部長	環境政策課員 環境衛生課員 市民課員 保険年金課員
			副班長	環境政策課長	
			〃	環境衛生課長	
			〃	市民課長	
〃	〃	保険年金課長	〃		
〃	〃				

		福祉対策班	班長 副班長 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	健康こども部長 福祉部長 発達支援課長 健康推進課長 保育課長 児童福祉課長 長寿福祉課長 人権福祉課長 介護保険課長 社会福祉課長	発達支援課員 健康推進課員 保育課員 児童福祉課員 長寿福祉課員 人権福祉課員 介護保険課員 社会福祉課員
		建設対策班	班長 副班長 〃 〃	建設部長 建設課長 管理課長 用地課長 高速道路対策課長 市営住宅課長	建設課員 管理課員 用地課員 高速道路対策課員 市営住宅課員
		農林対策班	班長 副班長 〃 〃 〃	農林商工部長 商工観光課長 獣害・ブランド室長 農業委員会事務局長 農林振興課長 農村整備課長	商工観光課員 獣害・ブランド室員 農業委員会事務局員 農林振興課員 農村整備課員
		水道対策班	班長 副班長 〃 〃	水道部長 水道工務課長 水道総務課長 下水道課長	水道工務課員 水道総務課員 下水道課員
		教育対策班	班長 副班長 〃 〃	教育部長 学校教育課長 教育総務課長 生涯学習課長	学校教育課員 教育総務課員 生涯学習課員
		会計班	班長 副班長	会計管理者 出納室長	出納室員
		議会班	班長 副班長 〃 〃	議会事務局長 監査委員事務局長 庶務課 議事課	監査委員事務局員 庶務課員 議事課員

いなべ市新型インフルエンザ等対策本部所掌事務

班名	課名	主な事務分掌
企画対策班	広報秘書課 法務情報課	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関等の対応及び広報活動に関すること。 新型インフルエンザ等に関する情報の公表に関すること。 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達並びに感染状況等の記録及び報告に関すること。 本部長及び副本部長の秘書及び渉外に関すること。 その他情報の収集及び伝達に関すること。 情報システムの維持・管理に関すること。
	財政課	<ul style="list-style-type: none"> 本部の予算計画及び感染防止対策に対する資金調達に関すること。 新型インフルエンザ等発生に伴う財政措置全般に関すること。
	政策課	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等に対する陳情、要望に関すること。 班内及び他班への応援体制等の連絡調整に関すること。
都市・交通対策班	都市整備課 交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> 公園における異常死鳥の警戒に関すること。 公共交通機関への感染対策要請に関すること。 班内及び他班への応援体制等の連絡調整に関すること。
総務対策班	職員課 管財課 公共建築課	<ul style="list-style-type: none"> 職員の動員及び配備に関すること。 職員の健康管理及び公務災害に関すること。 職員に対する特定接種に関すること。 感染防止対策に必要な物品の確保に関すること。 庁舎内の感染防止対策に関すること。 感染防止対策業務の遂行に必要な車両の確保及び配車に関すること。 他の対策班の所掌事務に属さないこと。
	危機管理課 総務課 契約監理課 新庁舎建設課	<ul style="list-style-type: none"> 市行動計画の作成に関すること。 新型インフルエンザ等発生に備えた体制整備に関すること。 対策本部の設置及び廃止に関すること。 対策本部の会議に関すること。 各対策班の連絡調整に関すること。 消防本部及び消防署との連絡調整に関すること。 警察署との連絡調整に関すること。 自治会組織等との連絡調整に関すること。 新型インフルエンザ等対策一般の企画及び立案に関すること。 感染防止対策に必要な物資及び資材の備蓄等に関すること。
	納税課 市民税課 資産税課	<ul style="list-style-type: none"> 食糧・生活関連物資等の配布に関すること。 部内及び他部への応援に関すること。

生活対策班	環境政策課 環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境の調査及び応急対策に関すること。 ・消毒及び防疫に関すること。 ・廃棄物の処理及び処分に関すること。
	市民課 保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬（埋葬）処理に関すること。 ・遺体の安置及び処理に関すること。 ・渡航者に対する情報提供等に関すること ・生活関連物資等の価格の安定等に関すること。 ・班内及び他班への応援体制等の連絡調整に関すること。
福祉対策班	健康推進課 発達支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生に備えた体制整備に関すること。 ・市民等への感染対策についての継続的な情報提供に関すること。 ・基本的な感染対策の普及及び理解の促進に関すること。 ・予防接種に関すること。 ・相談窓口の設置に関すること。 ・受診医療機関に関すること。 ・県、医師会等関係機関との連絡に関すること。 ・感染状況、受診情報等医療情報の周知に関すること。 ・感染防止対策に必要な物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・保健所との連絡に関すること。
	社会福祉課 人権福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の感染防止対策に関すること。 ・障がい者福祉施設等への情報提供及び感染調査に関すること。 ・要配慮者への生活支援に関すること。 ・生活困窮者の救援に関すること。 ・社会福祉法人(日本赤十字社等)との連絡調整に関すること。 ・班内及び他班への応援体制等の連絡調整に関すること。
	長寿福祉課 介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者、高齢者等対策について関係部署との連絡調整に関すること。 ・介護老人福祉施設、事業所等への情報提供及び調査・応急対策に関すること。 ・独居老人及び寝たきり老人への情報提供及び調査並びに応急対策に関すること。
	保育課 児童福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の普及及び理解の促進に関すること。 ・園児の感染調査及び応急対策に関すること。 ・園児及び保護者に対する感染予防・拡大防止対策の啓発に関すること。

建設対策班	建設課 管理課 用地課 高速道路対策課 市営住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通行制限、迂回路等交通対策に関する事。 ・ 道路、河川における異常死鳥の警戒に関する事。 ・ 市営住宅入居者の感染防止対策に関する事。 ・ 市営住宅入居者の感染調査及び応急処置に関する事。 ・ 班内及び他班への応援体制等の連絡調整に関する事。
農林対策班	商工観光課 獣害・ブランド 室 農林振興課 農村整備課 農業委員会事務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業関係団体への事業縮小要請に関する事。 ・ 商工業者等の感染状況の把握に関する事。 ・ 生活関連物資等の価格の安定等に関する事。 ・ 家畜等の感染状況の把握及び伝染病予防に関する事。 ・ 異常死鳥の警戒に関する事。 ・ 班内及び他班への応援体制等の連絡調整に関する事。
水道対策班	水道総務課 水道工務課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の給水確保に関する事。 ・ 上下水道施設の機能維持に関する事。 ・ 関連業者等への感染防止対策に関する事。 ・ 班内及び他班への応援体制等の連絡調整に関する事。
教育対策班	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策の普及及び理解の促進に関する事。 ・ 収容所となる学校施設の開設及び運営に関する事。 ・ 園児、児童及び生徒の感染調査及び応急対策に関する事。 ・ 園児、児童、生徒及び保護者に対する感染予防及び拡大防止対策の啓発に関する事。 ・ 学童保育所等の感染防止対策に関する事。 ・ 学童保育所等への情報提供及び感染調査に関する事。 ・ 県教育委員会との連絡調整に関する事。 ・ 教職員の動員及び調整に関する事。
	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会各課の対応事項取りまとめ、調整に関する事。 ・ 学校給食による感染防止対策に関する事。 ・ 班内及び他班への応援体制等の連絡調整に関する事。
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育・体育施設等の感染防止対策に関する事。 ・ 各地域の情報収集及び伝達に関する事。
会計班	出納室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策に関連する経理出納事務に関する事。 ・ 義援金等の出納管理に関する事務に関する事。 ・ 班内及び他班への応援体制等の連絡調整に関する事。
議会班	議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会議員への感染情報に関する事。 ・ 班内及び他班への応援体制等の連絡調整に関する事。

(2) サーベイランス及び情報収集

ア 考え方

(ア) 新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要でます。

(イ) 新感染症が発生した場合は、県及び国等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力します。

イ 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階

(ア) 県では、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行います。

(イ) 市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県及び国等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

ウ 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

(ア) 県では、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。

(イ) 市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県及び国等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

エ 活用

(ア) サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用します。

(イ) 地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目します。

オ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

(ア) 県では、これらの動物の間での発生の動向を把握します。

(イ) 市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県及び国等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(3) 情報提供及び共有

ア 目的

- (ア) 国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションをとります。
- (イ) コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含みます。
- (ウ) 適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り納得してもらうことにより、実際に発生したときに市民が正しく行動することができます。
- (エ) 誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

イ 情報提供手段の確保

- (ア) 市民が情報を受け取る方法や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な方法を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

ウ 発生前における市民等への情報提供

- (ア) 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供します。
- (イ) 学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供します。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供

- a 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。
- b テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供します。
- c 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信します。

d 媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を活用します。

(イ) 市民の情報収集の利便性向上

関係省庁の情報、県や市の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設します。

オ 情報提供体制

(ア) 提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、専任広報担当者を中心とした広報担当チームを設置します。

(イ) 提供する情報の内容に精通した者が情報を発信する体制をとります。

(ウ) コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じて、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かします。

(4) 予防及びまん延防止

ア 考え方

- (ア) 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保します。
- (イ) 流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めます。
- (ウ) 個人対策や地域対策、職場対策、予防接種など複数の対策を組み合わせで行います。
- (エ) まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

イ 主なまん延防止対策

(ア) 個人における対策

- a 県では、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行います。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。
- b 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。
- c 県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行います。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(イ) 地域及び職場における対策

- a 県内における発生の初期段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。
- b 県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行います。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(ウ) その他

海外で発生した際、県や国が行う検疫等の水際対策に関して、市は、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力します。

(5) 医療

ア 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力します。

イ 在宅療養患者への支援

市は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行います。

(6) 市民生活及び市民経済の安定確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行います。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかけます。

第3 各段階における対策

市行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階毎に実施する対策を記載しますが、実際の対策実施時期はウイルスの病原性・感染力等により市行動計画の想定とは一致しない可能性があることから、段階はあくまで目安とします。

また、市行動計画には、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザ等にも対応できるよう、強力な措置を含め対策を記載しますが、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、対策の有効性、実行可能性、患者等の人権、社会・経済活動への影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

なお、ウイルスの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合は、強力な対策を実施することになりますが、これらの情報が得られ次第、上記を踏まえ、適切な対策に切り替えることとします。

第3-1 未発生期
予想される状況
<p>新型インフルエンザ等が発生していない状態</p> <p>海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態</p>
対策の目標
発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方
<p>行動計画を作成し、必要に応じ見直しを行います。</p> <p>行動計画を踏まえ、住民への予防接種体制を整備します。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民に継続的な情報提供を行います。</p>

(1) 実施体制

ア 行動計画の作成

市は、特措法の規定に基づき、発生前から行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行います。

イ 発生に備えた体制整備

市は、いなべ市新型インフルエンザ等対策連絡会議の枠組みを通じ、新型インフルエンザ等対策推進体制を整備します。

市は、県や指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、研修や訓練を実施します。

(2) 情報提供及び共有

市は、市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を行います。

市は、市民、事業者に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けること等の感染対策について、継続的に情報提供を行います。

(3) 予防及びまん延防止

ア 対策実施のための準備

(ア) 個人における対策の普及

市は、学校、事業者等と連携し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び理解促進を図ります。

(イ) 地域及び職場における対策の周知

市は、職場における季節性インフルエンザ等対策として実施されている感染対策の周知に加え、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知します。

イ 予防接種

(ア) 特定接種

市は、国が事業者に対して行う特定接種に係る登録作業の周知に協力します。

市は、国が行う事業者からの登録申請の受付に協力します。

市は、集団的接種を原則として、特定接種の対象となる職員に対する接種体制を構築します。

(イ) 住民接種

市は、県と連携して、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対するワクチン接種を速やかに行うことができるよう体制を整備します。

市は、県、医師会、事業者等と協力し、国が示す接種体制についての具体的なモデルを参考に、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法について、具体的な検討・準備を進めます。

円滑な接種の実施が可能となるよう、以下の事項に留意し、医師会等と連携のうえ、接種体制を構築する。

- a 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- b 接種場所の確保
- c 接種に要する器具等の確保
- d 接種に関する住民への周知方法（予約方法等）

(ウ) 情報提供

市は、ワクチンの役割や、接種体制、接種対象者などの基本的な情報を住民に提供し、住民接種に関する理解促進を図ります。

(4) 市民生活及び市民経済の安定確保

ア 要援護者への生活支援

市は、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、あらかじめ対象世帯を把握するとともに、その具体的手続きを検討します。

イ 火葬能力等の把握

市は、県が整備した火葬体制を踏まえて、火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。

ウ 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄、整備及び点検します。

第3-2 県内未発生期
予想される状況
国内外のいずれかで新型インフルエンザ等が発生している状態 県内では患者は発生していない状態 国は緊急事態宣言を行う場合がある。
対策の目標
県内発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方
国内外の発生状況について注意喚起するとともに、引き続き、市民等に県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。 住民接種の早期実施に向けて準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

ア 政府及び県対策本部が設置された場合の体制

市は、市行動計画に基づき速やかに市対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施します。

(2) 情報提供及び共有

ア 情報提供

市は、県の要請に応じ相談窓口を設置し市民の相談に応じ必要な情報を提供します。

イ 情報共有

市は、県が実施する対策について、メール等により対策の実施理由、プロセス等について情報を共有します。

(3) 予防及びまん延防止

ア 市内でのまん延防止対策

市は、市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けること等の基本的な感染対策を勧奨します。

市は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう要請します。

市は、公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入り口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講じるよう要請します。

イ 渡航者対策

市は、新型インフルエンザ等の発生前に、国が感染症危険情報を発出して、不要不急の渡航延期を勧告した場合には、市民に周知します。

市は、窓口等において、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や感染対策等の情報を提供し、注意喚起を行います。

ウ 予防接種

(ア) 特定接種

市は、県、国と連携し、対象職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

(イ) 住民接種

市は、国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、住民接種を開始します。

市は、接種の実施に当たり、県及び国と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種場所を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行います。

(ウ) 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

市は、緊急事態宣言がなされている場合の住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(4) 市民生活及び市民経済の安定確保

ア 遺体の火葬及び安置

市は、県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行います。

イ 緊急事態宣言がなされている場合の措置

(ア) 水の安定供給

水道事業者及び工業用水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(イ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県及び国と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

第3-3 県内発生早期
予想される状況
県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
対策の目標
市内での感染拡大をできる限り抑えます。 患者に適切な医療を提供します。
対策の考え方
県と連携し医療体制や感染対策について周知し、市民への積極的な情報提供を行います。 県内感染期に備えて、市民生活及び市民経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。 住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

ア 政府及び県対策本部が設置された場合の体制

市は、市行動計画に基づき速やかに市対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施します。

(2) 情報提供及び共有

ア 情報提供

市は、流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。

イ 情報共有

市は、メール等により県及び国の方針等の情報を迅速に把握します。

(3) 予防及びまん延防止

ア 市内でのまん延防止対策

市は、市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けること等の基本的な感染対策を強く勧奨します。

市は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請します。

イ 渡航者対策

市は、渡航者への情報提供及び注意喚起を継続します。

ウ 予防接種

(ア) 住民接種

市は、国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチン接種が可能になり次第、住民接種を開始します。

市は、接種の実施に当たり、県及び国と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種場所を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行います。

(イ) 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

市は、緊急事態宣言がなされている場合の住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(4) 市民生活及び市民経済の安定確保

ア 遺体の火葬及び安置

市は、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。

イ 緊急事態宣言がなされている場合の措置

(ア) 水の安定供給

水道事業者及び工業用水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(イ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県及び国と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

第3-4 県内感染期
予想される状況
県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
対策の目標
医療体制を維持し、健康被害を最小限にとどめます。 市民生活及び市民経済への影響を最小限にとどめます。
対策の考え方
<p>対策の主眼を、感染防止から被害軽減に切り替えます。</p> <p>医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し個人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。</p> <p>受診患者数を減少させ入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、できるだけ速やかに実施します。</p> <p>市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。</p> <p>状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を行います。</p>

(1) 実施体制

ア 政府及び県対策本部が設置された場合の体制

市は、政府及び県対策本部が設置された場合、速やかに市対策本部を設置します。

イ 緊急事態宣言がなされている場合の措置

市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づき県、その他市町村による代行、応援等の措置の活用を行います。

(2) 情報提供及び共有

ア 情報提供

市は、流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。

イ 情報共有

市は、メール等により県及び国の方針等の情報を迅速に把握します。

(3) 予防及びまん延防止

ア 市内でのまん延防止対策

市は、市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けること等の基本的な感染対策を強く勧奨します。

市は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請します。

イ 渡航者対策

市は、渡航者への情報提供及び注意喚起を継続します。

ウ 予防接種

(ア) 住民接種

市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

(イ) 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

市は、特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進めます。

(4) 市民生活及び市民経済の安定確保

ア 遺体の火葬及び安置

市は、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。

イ 緊急事態宣言がなされている場合の措置

(ア) 水の安定供給

水道事業者及び工業用水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(イ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県及び国と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査及び監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

市は、県及び国と連携し、生活関連物資等の需給及び価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口及び情報収集窓口の充実を図ります。

市は、県及び国と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。

(ウ) 要援護者への生活支援

市は、国からの要請に応じ、必要に応じて在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

(エ) 埋葬及び火葬の特例等

市は、県の要請に応じ火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請します。

市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

第3-5 小康期
予想される状況
患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 大流行は一旦終息
対策の目標
市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方
第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行います。 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供するとともに、情報収集の継続により、第二波発生の早期探知に努めます。 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

ア 実施体制

市は、政府及び県対策本部が廃止されたときは、市対策本部を廃止します。

イ 対策の評価及び見直し

市は、関係機関に対しアンケート調査を実施することにより対策を評価し、流行の第2波に備え、必要に応じて行動計画等の見直しを行います。

(2) 情報提供及び共有

ア 情報提供

市は、県と連携し必要に応じて、情報提供のあり方等を見直します。

イ 情報共有

市は、流行状況に応じて、相談窓口を縮小します。

(3) 予防及びまん延防止

ア 市内での感染拡大防止策

市は、県内の流行状況を踏まえつつ、発生後新たに開始したまん延防止対策を中止します。

イ 渡航者対策

市は、国の方針を踏まえ、渡航者への情報提供及び注意喚起の内容を順次見直します。

ウ 予防接種

(ア) 住民接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

(イ) 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

市は、必要に応じ、県及び国と連携して、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進めます。

(4) 市民生活及び市民経済の安定確保

ア 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、県及び国と連携し、県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小又は中止します。